

厚木市公契約条例の運用状況の点検・評価一覧

(前回までの会議における意見等)

項 目	意 見 等
工事の労働報酬下限額の適用範囲に関する事項	他市と比較して、厚木市の規模からすると対象金額(工事)は予定価格 5,000 万円以上でもよいのではないかと。 ただし、厚木市公契条例の制定段階においては、事務が煩雑になるという事業者の状況を考慮し、最終的に対象金額を予定価格 1 億円以上になったと記憶している。
	重層構造となっている建築工事等において、末端の労働者が公契約条例で守られるのが理想である。
業務委託の労働報酬下限額の適用範囲に関する事項	対象金額を引き下げたとしても、件数が驚くほど増える訳でもないと思う。
	業務委託は 500 万円以下の範囲に密集しており、金額の適用範囲を「500 万円以上」まで引き下げても意味がない。
条例の周知に関する事項	公契約条例の労働報酬下限額の適用案件の業務に携わっている労働者の皆さんに、条例がしっかりと理解・認識されていることが重要である。
事業者の事務手続に関する事項	提出書類については、より簡素化していただけるとありがたい。